

学校臨時休業等にかかる内閣総理大臣からの要請に対する対応について

I 県立学校への指示

1 臨時休業について

- (1) 令和2年3月2日（月）から春休みまでを臨時休業とすること。
ただし、卒業生以外の生徒については、3月第1週に1日だけの登校日を設定し、休業中の注意事項等を伝達するとともに、教材等を持ち帰らせるなどの対応をすること。
- (2) 休業中は、生徒は登校しないこととし、講習や部活動等も行わないこと。家庭においては外出を極力控えるよう指導すること。
- (3) 休業期間中の生徒・保護者への連絡体制を確認し、学校からの緊急時の連絡内容が確実に伝わるようにすること。

2 卒業式について（追加指示）

- (1) 時間設定を見直し、最短の時間で終了できるようにすること。
- (2) 参加者は卒業生と教職員のみ限定し、保護者・来賓については参加を遠慮願うこと。在校生の参加は必要最小限にすること。

3 高等学校入学者選抜について（追加指示）

予定通り3月10日（火）に実施するが、面接は行わないこと。

II 市町村教育委員会への要請

市町村立の小中学校・高等学校に対して、県立学校の対応と同様の対応を求める要請を行う。

<問い合わせ先>

【公立幼稚園・小中学校に関すること】

義務教育課 課長補佐（教育担当）佐藤 元
TEL 023-630-2866

【高等学校に関すること】

高校教育課 課長補佐（教育担当）安部 康典
TEL 023-630-3106

【特別支援学校に関すること】

特別支援教育課 課長補佐（教育担当）戸屋 学
TEL 023-630-2873

【報道監】 教育次長 大場 秀樹